第三十五条第二項、第五項及び第六項、第四十一条の二第二項及び第五項から第九項まで、第四十一条の三第二項、第四十一条の四第一項、第四十一条の五、第四十一条の六第四項、第四十一条の七第七項、第四十一条の八、第四十一条の九、第四十一条の十五、第四十一条の十六第三項及び第五項、第四十五条の二第一項から第三項まで、第四十五条の三第二項、第四十五条の八、第四十五条の九	会長		
（略）			
第四十一条の二第八項	使用者委員及び労働者委員	使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員	
（削除）	（削除）	（削除）	
（略）			

4　（略）

（行政執行法人事件の処理）

第五十六条の二　（略）

2　前項に規定する事件の処理については、次項及び第四項並びに次条の定めるところによるほか、第三十二条から第四十九条まで（第三十六条及び第四十一条の二十から第四十一条の二十二までを除く。）に定める手続によるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第四十一条の二第八項	使用者委員及び労働者委員	行政執行法人担当使用者委員及び行政執行法人担当労働者委員
（略）		

3・4　（略）

第五十六条の三　（略）

2～11　（略）

12　地方調整公益委員が審査を行う場合には、第三項から前項までの定めるところによるほか、第三十五条第二項、第五項及び第六項、第三十八条、第三十九条、第四十一条の二から第四十一条の十三まで（第四十一条の二第三項及び第四十一条の六第四項を除く。）、第四十一条の十

第三十五条第二項、第五項及び第六項、第四十一条の二第二項から第七項まで、第四十一条の三第二項、第四十一条の四第一項、第四十一条の五、第四十一条の六第四項、第四十一条の七第七項、第四十一条の八、第四十一条の九、第四十一条の十五、第四十一条の十六第三項及び第五項、第四十五条の二第一項から第三項まで、第四十五条の三第二項、第四十五条の八、第四十五条の九	会長		
（略）			
第四十一条の二第六項	使用者委員及び労働者委員	使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員	
第四十一条の六第一項	申立てのあつた日	第五十六条の三第四項の規定による報告のあつた日	
（略）			

4　（略）

（行政執行法人事件の処理）

第五十六条の二　（略）

2　前項に規定する事件の処理については、次項及び第四項並びに次条の定めるところによるほか、第三十二条から第四十九条まで（第三十六条及び第四十一条の二十から第四十一条の二十二までを除く。）に定める手続によるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第四十一条の二第六項	使用者委員及び労働者委員	行政執行法人担当使用者委員及び行政執行法人担当労働者委員
（略）		

3・4　（略）

第五十六条の三　（略）

2～11　（略）

12　地方調整公益委員が審査を行う場合には、第三項から前項までの定めるところによるほか、第三十五条第二項、第五項及び第六項、第三十八条、第三十九条、第四十一条の二から第四十一条の十三まで（第四十一条の六第四項を除く。）、第四十一条の十五から第四十一条の十八ま